

第4号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年3月1日提出

関西広域連合広域連合長 三日月 大造

関西広域連合条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(関西広域連合情報公開条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 関西広域連合情報公開条例(平成23年関西広域連合条例第4号)第42条
- (2) 関西広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年関西広域連合条例第1号)附則第7項及び第8項
- (3) 関西広域連合行政不服審査法の施行に関する条例(平成28年関西広域連合条例第1号)第15条

(関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例及び関西広域連合職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例(令和元年関西広域連合条例第1号)第23条第3号及び第4号、第24条第1項第1号及び第3項第1号、第35条第1項第1号及び第5項第2号、第36条の見出し、同条第1項第1号、第37条第1項第1号並びに第39条第4項
- (2) 関西広域連合職員の分限に関する条例(平成22年関西広域連合条例第5号)第6条第1項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役は、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条（第1号に係る部分に限る。）の規定による改正後の関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例第24条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）（これらの規定を関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例第7条第1項及び第24条の2第6項において準用する場合を含む。）、第35条第1項及び第5項、第36条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第39条第4項並びに同条例第39条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
（経過措置の規則への委任）
- 5 前3項に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。